

第5章 策定経過

第1節 策定経過

(1) 第6次総合計画の評価検証

総合計画に位置付けた8つの政策分野で、今後の方向性を明確にするための評価検証作業を全庁的に実施し、主な取組や成果、課題を取りまとめた。

検証結果は、総合計画審議会における第7次総合計画の策定作業に反映するとともに、まちづくり市民意見交換会（1巡目）において市民に説明を行った。

(2) 総合計画審議会

- ・ 設置期間：令和4年4月18日～11月10日の間に7回開催
- ・ 委員：学識経験者や公募に応じた市民など 計30人



(3) 市民意見の反映など

● 市民の声アンケート

- ・ 調査期間：令和4年1月14日～25日
- ・ 調査対象：上越市内に在住する満18歳以上の男女5,000人
- ・ 回収数：2,271（回答率：45.42%）

● グループインタビュー

- ・ 実施期間：令和4年3月～4月
- ・ 団体数：20団体



● まちづくり市民意見交換会

【1巡目】

- ・ 実施期間：令和4年5月10日～14日
- ・ 参加者数：計72人

【2巡目】

- ・ 実施期間：令和4年8月5日、6日、8日～10日
- ・ 参加者数：計44人

【市ホームページでの意見募集】

- ・ 実施期間：令和4年4月25日～5月20日、7月25日～8月15日
- ・ 意見者数：計109人



● まちづくり学生ワークショップ

- ・ 実施日：令和4年8月7日
- ・ 参加者数：21人



● 小・中学生「まちづくり標語」

- ・ 募集期間：令和4年7月15日～9月2日
- ・ 応募作品数：計160点

● 市民説明会

- ・実施日：令和4年10月5日
- ・参加者数：38人
- ・場所：上越文化会館 中ホール



● パブリックコメント

- ・実施期間：令和4年10月1日～30日
- ・意見数：87件（4人、1団体）

計画（案）に対する意見	反映した意見	8件
	一部反映した意見	13件
	反映しなかった意見	35件
	既に計画（案）に記載済の意見	14件
計画（案）以外の意見		17件

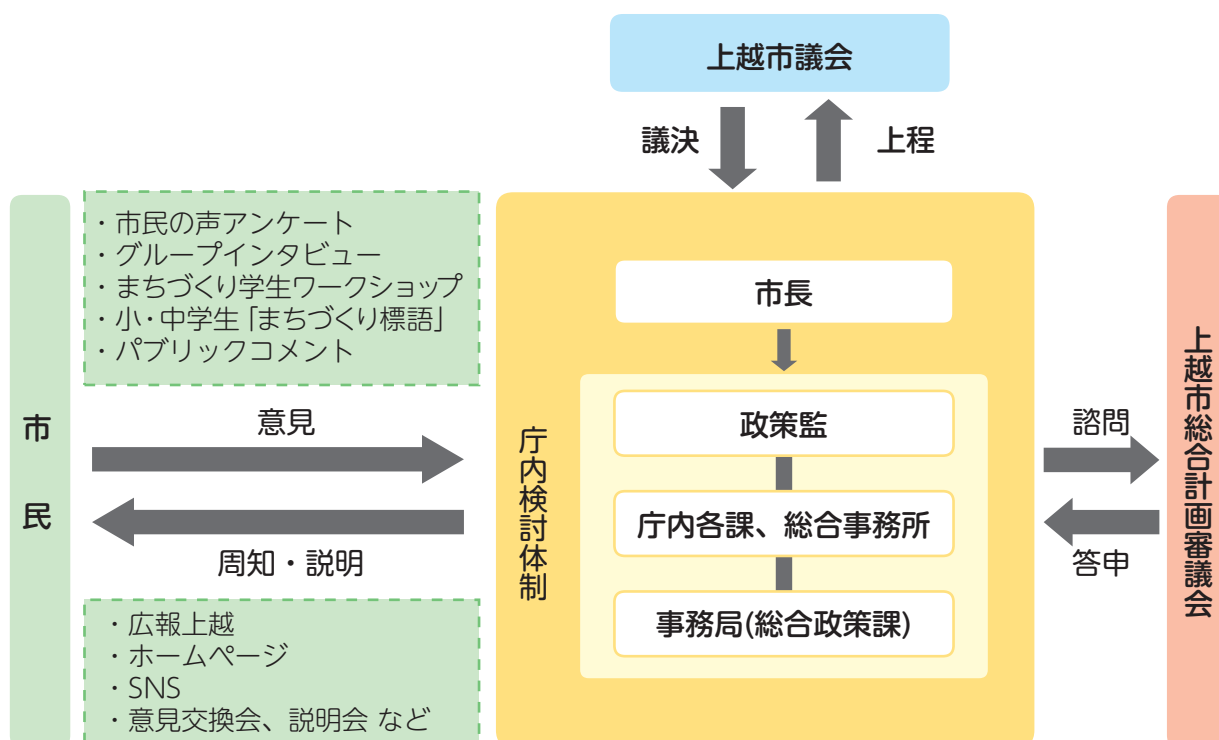
(4) 市議会への説明

総務常任委員会所管事務調査での説明

時 期	内 容
令和4年 6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市の現状とこれからのまちづくりについて ・第7次総合計画の策定に向けた取組状況について <p>【基本構想】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念について ・将来都市像について
8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合計画の全体構成について <p>【基本構想】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本目標と政策推進の考え方について ・土地利用構想について <p>【基本計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本目標別の政策・施策体系について
9月14日	<p>【基本構想】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来志向による計画策定の考え方について <p>【基本計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画について ・重点テーマについて ・計画の推進について

※上記のほか、10月25日に勉強会を開催

【第7次総合計画の検討体制図】



第2節

策定経過一覧

年 月	総合計画審議会	市民意見等	庁内検討
令和3年 4月～			○第6次総合計画 評価・検証
令和4年 1月		○市民の声アンケート実施 (1/14～25)	
2月～4月		○市民の声アンケートの分析 ○グループインタビュー (3月～4月)	
4月	○第1回審議会(4/18) ・審議会の運営、上越市の現状 とこれからのまちづくりにつ いて審議		
5月	○第2回審議会(5/31) ・基本構想について審議	○まちづくり市民意見交換会 (5/10～14)	
6月	○第3回審議会(6/28) ・基本構想について審議		○総務常任委員会 所管事務調査 (6/13)
7月	○第4回審議会(7/29) ・基本構想、基本計画について 審議	○小・中学生「まちづくり標語」 (7/15～9/2)	
8月	○第5回審議会(8/22) ・基本計画について審議	○まちづくり市民意見交換会 (8/5, 6, 8～10) ○まちづくり学生ワークショップ (8/7)	○総務常任委員会 所管事務調査 (8/18)
9月	○第6回審議会(9/29) ・第7次総合計画(案)につ いて審議 ○中間報告書を市長へ提出 (9/30)		○総務常任委員会 所管事務調査 (9/14)
10月		○第7次総合計画(案)につ いてパブリックコメント実施 (10/1～30) ・4人、1団体から87件の意 見提出 ○市民説明会(10/5)	○総務常任委員会 勉強会 (10/25)
11月	○第7回審議会(11/8) ・パブリックコメントの内容報 告と、第7次総合計画(案) について審議 ○第7次総合計画(案)を市長 へ答申(11/10)	○第7次総合計画(案)につ いてパブリックコメントの結果 公表 (11/25～12/26)	
12月	○第7次総合計画の議決(12/14)		

第3節

上越市総合計画審議会

(1) 上越市総合計画審議会条例

昭和46年7月30日

条例第86号

(設 置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、上越市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、上越市総合計画に関する事項について調査及び審議をする。

(組 織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 関係諸団体の役員及び職員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事項について調査及び審議を終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委 任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(以下、改正附則は省略)

(2) 上越市総合計画審議会委員名簿

区 分 (上越市総合計画審議会 条例第3条第2項各号)	氏 名	所属機関・団体等	備 考
第1号 上越市教育委員会の委員	大谷 和弘	上越市教育委員会 委員	副会長
第2号 上越市農業委員会の委員	古川 政繁	上越市農業委員会 会長	
第3号 学識経験を有する者	卜部 厚志	新潟大学 教授	
	大久保明子	新潟県立看護大学 副学長	
	小泉美佐子	新潟県立看護大学 学長	
	林 泰成	上越教育大学 学長	会長
	山縣耕太郎	上越教育大学 教授	
第4号 関係行政機関の職員	市川 克巳	新潟県上越地域振興局 局長	
	柴野 嘉紀	厚生労働省新潟労働局上越公共職業安定所 所長	
	堀 尚紀	国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所 所長	
第5号 関係諸団体の役員及び職員	阿部 利夫	上越市町内会長連絡協議会 会長	
	井澤 翼	上越青年会議所 理事長	
	上羽 亮	上越観光コンベンション協会 誘客宣伝課 課長	
	小林 桂	上越市小中学校PTA連絡協議会 会長	
	高橋 慶一	上越医師会 会長	
	高橋 信雄	上越商工会議所 会頭	
	中條美奈子	NPO法人マミーズ・ネット 理事長	
	羽深 真一	えちご上越農業協同組合 代表理事理事長	
	三浦 元二	上越市社会福祉協議会 副会長	
	蓑和 章	上越市商工会連絡協議会 会長	
	宮下 孝洋	上越市ものづくり振興専門員	第1回
金子 彰	上越市企業支援専門員	第2回～第7回	
第6号 公募に応じた市民	飯塚多佳志	市民	
	大山 賢一	市民	
	関原英里子	市民	
第7号 その他市長が必要と認める者	青木ユキ子	エコ・グリーン 会員	
	牛田 光則	上越やまざと暮らし応援団 会員	
	打田 亮介	Kinaiyaプロジェクト 代表	
	江村奈緒美	CAP・じょうえつ 代表	
	徳道 茂	NPO法人上越地域活性化機構 理事長	
	山崎 活美	上越地区保護司会 会員	

(3) 諮問・答申

上越市総合計画審議会
会長 林 泰成 様

上越市長 中川 幹太

上越市第7次総合計画案について（諮問）

上越市第7次総合計画の策定に当たり、上越市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

上企政第 14895 号
令和 4 年 4 月 18 日

上越市長 中川 幹太 様

上越市総合計画審議会
会長 林 泰成

上越市第7次総合計画案について（答申）

令和 4 年 4 月 18 日付け上企政第 14895 号で本審議会に諮問のありました、上越市第7次総合計画案について、慎重に審議した結果、別冊のとおり答申します。

令和 4 年 11 月 10 日



上越市第7次総合計画

令和4年12月 策定
令和5年 3月 発行

発 行 新潟県上越市
編 集 上越市総合政策部総合政策課
〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
T E L (025) 520-5625
F A X (025) 526-8363
U R L <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>

